

(証券コード 7850)
令和5年10月6日
(電子提供措置の開始日 令和5年10月3日)

株 主 各 位

札幌市東区東苗穂二条三丁目4番48号
総合商研株式会社
代表取締役社長 小林 直 弘

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shouken.co.jp/ir/data/meeting/>

上記のウェブサイトにアクセスいただき、「第52回定時株主総会招集ご通知」を選択のうえ、ご覧ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいませ。令和5年10月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年10月25日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 札幌市東区東苗穂二条三丁目4番48号
総合商研株式会社 本社3階
協同組合札幌プリントピア組合ホール
3. 会議の目的事項
報告事項 第52期(令和4年8月1日から令和5年7月31日まで)事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <h3>株主総会にご出席される場合</h3> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日時</p> <p>令和5年10月25日（水曜日）</p> <p>午前10時 （受付開始：午前9時30分）</p>	 <h3>書面（郵送）で議決権を行使される場合</h3> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>令和5年10月24日（火曜日）</p> <p>午後5時30分 到着分まで</p>	 <h3>インターネットで議決権を行使される場合</h3> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>令和5年10月24日（火曜日）</p> <p>午後5時30分 入力完了分まで</p>
---	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

<p>議決権行使書 〇〇〇株式会社 御中 株主総会日 議決権の数 股数</p> <p>左記は上掲資料の定款株主総会（議決または議案の提出を含む）の議案につき、右記（賛否をご印で表示）のよう議決権を行使いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>（ご印欄） 印は、議決権行使書に記載された議決権の数と一致するものをご印ください。</p> <p>議決権行使書用紙のQRコード 〇〇〇株式会社</p>	<p>第1・2号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印 ● 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印 ● 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。 <p>第3号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印 ● 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
--	--

※議決権行使書用紙はイメージです。

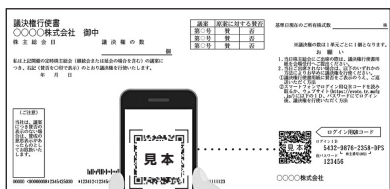
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

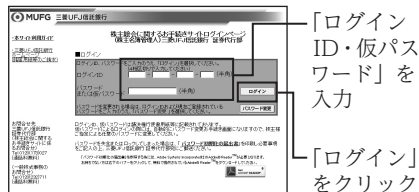
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

The screenshot shows the 'Voting Method Selection' screen. It includes a table for selecting voting methods for different resolutions, with options for '賛成' (Agree), '反対' (Disagree), and '棄権' (Abstain). There are buttons for '賛成/反対へ', '投票内容', and '議案内容(既読)'.

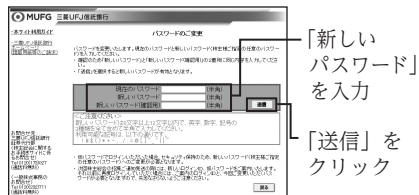
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(令和4年8月1日から
令和5年7月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限の解除以降、ウィズコロナの下で経済活動が正常化に向かい、個人消費やインバウンドなども回復の兆しが見られました。一方で、ウクライナ侵攻の長期化により、原材料やエネルギー価格の高騰が続き、急激な為替変動などの要因から、先行き不透明な状況で推移いたしました。

広告業界や印刷業界においても、個人消費や企業活動が徐々に回復を見せる一方で、価格競争による受注価格の下落に加え、原材料費の値上げなど依然厳しい状況が続いております。また、デジタルシフトが一層進んだことにより紙媒体の需要減少が続いているほか、ライフスタイルの多様化や消費者ニーズの小規模・多様化が進んでおります。

このような状況の中、当社グループは、社内業務プロセスのデジタル化や、デジタルコンテンツの制作、デジタルマーケティングの推進などデジタル領域への取組みを一層強化しております。また、株式会社サンパックスや、小松印刷グループ株式会社・株式会社アスコンとの業務提携を進めるなど、他社との協業を模索し、積極的な戦略を推進しています。さらに、札幌の商業施設 moyuk SAPPORO への出店など、新たな試みにも挑戦いたしました。

年賀状印刷事業においては、年賀状の需要は引き続き減少しているものの、年賀資材や年賀状印刷業務に伴うエントリーやコールセンター業務の受注が増加し、全体としては売上高が増加しました。商業印刷事業においては、ウィズコロナの下で販促需要が回復し、積極的な営業活動も奏功して、チラシのほか店頭の販促物関連も好調に推移いたしました。

利益面においては、生産コストが依然として高騰していますが、クライアントとの交渉による価格転嫁や、引き続き委託業務の内製化など経費削減に努めた結果、増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、15,863百万円（前年同期比552百万円増）となりました。また営業利益は200百万円（前年同期比79百万円増）、経常利益は295百万円（前年同期比79百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は207百万円（前年同期比28百万円増）となりました。

2 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は114百万円でありま
す。その主な内容は、次のとおりであります。

年賀状印刷関連システム 53百万円

3 資金調達の状況

当連結会計年度中において特筆すべき事項はありません。

4 企業再編等

(1) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(2) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(3) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

5 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、少子高齢化による労働力不足の進行、原材料・エネルギー価格の高騰、環境意識への高まりなど、多面的な影響を受けつつ変容しております。

また、印刷・広告業界においては、インターネットやソーシャルメディアの普及により、容易にアクセス可能な情報が大量に供給されるようになり、消費者の購買における行動様式が複雑化していることに加え、ライフスタイルや価値観の多様化・細分化が顕著となっています。広告宣伝媒体もデジタルシフトが加速し、デジタルテクノロジーの進化により新たなデジタルコンテンツが登場し、これらテクノロジーの活用により、情報をより魅力的に、そして効果的に伝えることが可能になっています。

企業としては、分析に基づき、個々のニーズに合わせたクリエイティブな提案とアプローチが求められています。また、地域の人口構成や実情に応じたマーケティング戦略がより重要になり、異なる市場での展開にも適切な対応が求められています。

このような事業環境の下、当社グループは、事業戦略及び人事・組織戦略を多角的に展開しながら市場の要求に応えることで、持続的な成長と競争力の確保を目指してまいります。

(1) 事業戦略

事業戦略としては、これまでの事業モデルを評価した上で、既存事業として重点的に強化していくべき事業と、既存の事業から変化・進化させていくべき事業をピックアップいたしました。今後、これらに関する具体的な取組みを推進してまいります。

① 重点既存事業の強化

クライアントである流通店舗のチラシをはじめ、カタログ、ポスターなどの商業印刷事業においては、収益性の向上が課題となっております。原価管理の徹底、不採算クライアントの見直し、交渉の強化による受注単位での粗利益確保のほか、多様な需要に応じた戦略的な設備投資計画、設備の集約や効率的運用の徹底を図ってまいります。また、営業活動を一層強化し、新商材の提案も含め幅広い提案を行ってまいります。

年賀状印刷事業では、年賀状の需要が年々減少しており、この傾向は今後も続くものと見込まれます。このような状況の中で、営業強化によるクライアントの拡大、WEBやアプリの開発も含めた販売チャネルの拡大、カタログ関連など年賀商材の開発強化などにより、市場シェアの維持・拡大を図ります。

フリーペーパー事業では、札幌市内全域への個配システムを有する独自メディアとしての強みを活かし、情報発信を拡大してまいります。また、独自メディアとしてはフリーペーパー以外にも、デジタルサイネージや即時性のあるWEBなども積極的に展開し、さまざまなメディアチャネルを組み合わせた総合的な情報提供を推進してまい

ります。これにより、地域社会における当社グループの存在感を高め、地域から頼られる存在を目指してまいります。

BPO事業では、年賀事業での業務を発端に事業を拡大してまいりましたが、体制基盤が徐々に整い、今後は一層の管理体制のもと、コールセンター、入力、事務局代行といった業務を強化するとともに、大規模案件や自治体案件の獲得など更なる業務拡大を目指します。企業においても労働者の確保が困難となる中、BPO事業の需要は今後も拡大するものと見込まれ、自動化・AIの活用なども積極的に導入することで差別化を図り、お客様のニーズに確実に応えてまいります。

② 新規事業への変化・進化

当社のマーケティング機能を強化し、自治体・企業・消費者が抱える課題に対し、デジタルを活用しながら分析や効果測定を行います。その上で、当社の強みであるアナログメディアとともに、WEB、SNS、ネット広告などのデジタル媒体を一体として効果的に活用し、総合的なマーケティング戦略を展開することで届けたい人により届く最適なソリューションの提供を実現してまいります。

また、多様なターゲット層へアプローチすべく、動画や3DCGなどのデジタル領域におけるクリエイティブな表現手段を獲得・進化させるとともに、XR技術の活用などによりリアリティある体験を提供し、ターゲットの深層に訴求いたします。

その他、デジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発を加速させ、DXサポートやアウトソースの支援など、販売促進支援の領域外でも幅広く課題解決を行ってまいります。

地方創生支援事業では、地域の実情に応じて地域が抱える課題を分析し、地方自治体のBPO事業やプロモーションに係る業務受注の拡大を目指します。また、地方特産品などの物販業務も拡大し、プラットフォームの開発や、当社グループのコネクションを活かした販路の拡大・開拓を行ってまいります。

印刷商材に関しては、デジタル印刷商材の開発を進化させることで、個々のニーズにあわせてカスタマイズされたプリントソリューションやデザインを提供できる体制を整えてまいります。また、環境への社会的な意識の高まりに応じて、環境に配慮した商材の開発にも力を入れてまいります。

(2) 人事・組織戦略

変化が激しく、価値観が多様化する昨今において、持続可能な経営を続けていくための要が人材であると認識のもと、多様な価値観・バックグラウンドをもった人材採用を強化してまいります。また、研修や勉強会、日々の業務を通じた教育による能力向上に加え、待遇・労働環境の改善など各々がその能力を十分に発揮することができるための環境づくりを推進してまいります。以下の具体的な取組みを推進します。

ア) 社員の待遇改善

社員の給与水準の向上を目指すとともに、役職ベースの給与体系とは別に、キャリアごとの給与体系の確立を目指します。これにより、個々の従業員の実力を適切に評価し、適切な報酬とすることを可能とし、従業員のモチベーション向上を図ります。

イ) 採用の強化

今後の人材需要を見越し、より戦略的な計画を立てた上で採用活動を実践してまいります。また、ハイスキル人材や、高い経験値を有する人材など、革新的なソリューションを提供できる優れた専門人材を確保することで競争力のある組織を築いてまいります。

ウ) 女性活躍・多様性

事業に変化やイノベーションをもたらすためには、多様な人材の活躍が不可欠です。そのため、女性管理職の比率の向上や、育児・介護の両立支援、遠隔地勤務や短時間勤務など、個々のライフスタイルを尊重した柔軟な勤務体制を積極的に構築するとともに、個人の仕事を組織でサポートする企業風土を醸成することで、多様な働き方の実現を目指してまいります。

エ) 人材育成

社員の成長の源は『やる気と熱意』です。そのために、社員のやる気と熱意を育むための取組みを推進します。上司との対話や部門間のコミュニケーションの機会を増やすことで、社員が自分の役割や貢献度を理解しやすい環境を整えることや、キャリアパスの作成を通じて、必要な知識や経験の取得に向けた方針を明確にし、社員が成長に向けた具体的なステップを把握できるよう支援します。さらに、社内での勉強会を継続的に開催することで、専門的なスキルや知識の共有と習得を図ります。また、外部研修の積極的な活用により、新たな視点やスキルを取り入れるチャンスを提供し、社員の能力向上を促進します。

6 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分 \ 期別	第 49 期 (令和 2 年 7 月期)	第 50 期 (令和 3 年 7 月期)	第 51 期 (令和 4 年 7 月期)	第 52 期 (令和 5 年 7 月期)
売上高	15,983	16,160	15,311	15,863
営業利益 又は損失 (△)	△188	343	121	200
経常利益 又は損失 (△)	△88	411	215	295
親会社株主に帰属する 当期純利益又は損失 (△)	△169	256	178	207
1株当たり当期純利益 又は損失 (△)	△56円63銭	85円42銭	59円65銭	69円17銭
総資産	9,550	9,387	8,948	8,346
純資産	2,089	2,397	2,474	2,604

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第51期の期首から適用しており、第51期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

7 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
プリントハウス株式会社	40百万円	100.0%	各種印刷
株式会社味香り戦略研究所	50百万円	42.0%	味覚データの 分析・販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

8 主要な事業内容 (令和5年7月31日現在)

区分	主要な事業内容
情報コミュニケーション事業	商業印刷、年賀状印刷、パック年賀状販売、挨拶状印刷、マスコミ広告、サイン・ディスプレイ制作、各種イベントの企画・立案、商品開発、販売促進ツールの制作・販売、消費者動向調査・商圈調査、WEBサイト制作、携帯販促、WEB通信販売、地域新聞ふりっぱーの発行、JPシリーズの発行、ポストティング受託、BPO (ビジネス・プロセス・アウトソーシング)、味覚データの分析・販売

9 主要な営業所及び工場 (令和5年7月31日現在)

(1) 当社

本社	札幌市東区東苗穂二条三丁目4番48号
支社	東京支社 (東京都中央区)、大阪支社 (大阪府)
営業所	旭川営業所 (旭川市)、青森営業所 (青森県)、盛岡営業所 (岩手県)、仙台営業所 (宮城県)、さいたま営業所 (埼玉県)、和歌山営業所 (和歌山県)、福岡営業所 (福岡県)
工場	札幌工場 (札幌市)、白石工場 (札幌市)、菊水工場 (札幌市)、旭川工場 (旭川市)、伊勢原工場 (神奈川県)
店舗	プリントハウス白石店 (札幌市)、プリントハウス時計台ビル店 (札幌市)

(2) 重要な子会社

会社名	所在地
プリントハウス株式会社	札幌市白石区中央一条四丁目3番94号
株式会社味香り戦略研究所	東京都中央区新川一丁目17番24号 NMF茅場町ビル8階

10 従業員の状況 (令和5年7月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
380名	8名減

(注) 従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含みません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
351名	2名減	44.9才	13.1年

(注) 従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含みません。

11 主要な借入先 (令和5年7月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入残高
株式会社北洋銀行	1,183
株式会社北海道銀行	782
株式会社三菱UFJ銀行	575
株式会社商工組合中央金庫	330
株式会社三井住友銀行	180

(注) 令和5年7月31日現在の借入残高が1億円以上の金融機関を記載しております。

12 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（令和5年7月31日現在）

- | | |
|------------|--------------------|
| 1 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| 2 発行済株式の総数 | 3,060,110株 |
| 3 株主数 | 1,155名（前期末比 118名減） |

4 大株主（上位10名）

株主の氏名又は名称	持株数（千株）	持株比率（％）
合同会社実力養成会	808	26.94
総合商研従業員持株会	288	9.63
大丸株式会社	140	4.67
株式会社小森コーポレーション	140	4.67
大日精化工業株式会社	140	4.67
株式会社光文堂	100	3.33
小松印刷グループ株式会社	100	3.33
志田秋子	84	2.83
片岡廣幸	76	2.53
東京インキ株式会社	63	2.10

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（60千株）を控除して計算し、小数第3位を四捨五入して表示しております。

5 その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権

該当事項はありません。

2 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権

該当事項はありません。

3 その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1 取締役の状況（令和5年7月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役名誉会長	加藤 優	協同組合札幌プリントピア理事長
代表取締役会長	片岡 廣幸	—
代表取締役社長	小林 直弘	北海道統括兼経営管理室担当 株式会社味香り戦略研究所取締役
常務取締役	竹田 利之	本州統括部長 株式会社味香り戦略研究所取締役
取締役	高谷 真琴	地方創生支援部長
取締役	棟方 充	北海道営業本部長
取締役	長岡 一人	企画管理本部長
取締役	大平 亮一	年賀事業本部長
取締役	藤丸 順子	一般社団法人日本地域情報振興協会専務理事 株式会社味香り戦略研究所取締役
取締役	高田 育生	—
取締役 (常勤監査等委員)	加藤 憲夫	—
取締役 (監査等委員)	山川 寛之	—
取締役 (監査等委員)	谷藤 健治	—

- (注) 1. 藤丸順子氏、高田育生氏、山川寛之氏及び谷藤健治氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役山川寛之氏は、長年にわたる金融機関での専門的な知識と豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役高田育生氏及び監査等委員である取締役山川寛之氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会による監査等の実効性を高めるため、重要な会議への出席及び取締役からの業務執行状況の聴取などを通じた情報収集並びに内部監査部門との連携を強化すべく、加藤憲夫氏を常勤の監査等委員に選定しております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲には当社取締役のほか、当社子会社の役員も含まれ、保険料は全額当社が負担することとしております。

4 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の総額

(単位：百万円)

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	9名	102
（うち社外取締役）	(1名)	(6)
取締役（監査等委員）	3名	10
（うち社外取締役）	(2名)	(4)
計	12名	113
（うち社外取締役）	(3名)	(10)

- (注) 1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等支給人員には、在任している無報酬の取締役1名が除かれております。
3. 当社の役員報酬は固定報酬のみとなり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成27年10月27日開催の第44回定時株主総会において、年額150百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年10月27日開催の第44回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）について、監査等委員である取締役及び社外取締役から積極的に意見を聴取した上で、令和3年1月14日開催の取締役会において決議しております。

その内容は以下のとおりです。

① 基本方針

当社における報酬決定のプロセスについては、ステークホルダーに対して説明責任を果たせるよう、客観性・適正性を備えたものとする。また、当社は短期的な利益を偏重することなく、中長期的な視点で経営に取組むことで持続的な成長を目指す。そのため、役員報酬については、その安定性を確保することが重要であるとの認識のもと、固定報酬のみで構成するものとする。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬額の限度の枠内で、当社取締役会で承認された役員報酬規程に定める基準に基づいて決定する。具体的には、各役員の役位・職責や会社業績、世間水準や会社従業員給与とのバランスをも考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

個人別の報酬額については、代表取締役にて検討の上、当社取締役会決議により決定する。なお、取締役会においては、客観性・適正性を確保するため、取締役会の構成員である監査等委員及び社外取締役から積極的な意見を聴取するものとする。

(4) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、監査等委員及び社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

5 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	藤 丸 順 子	当期においては、8回開催された取締役会の全てに出席し、他社での経営の経験や知見を生かし、適宜発言を行っております。また、経営者の視点から、当社経営に対する助言や指導を行うなど、他社の経営経験者として期待される役割に沿って職務を遂行しております。
社外取締役	高 田 育 生	当期においては、8回開催された取締役会の全てに出席し、長年にわたる金融機関での専門的な知識と豊富な経験を生かし、適宜発言を行っております。また、経営者の視点から、当社経営に対する助言や指導を行うなど、他社の経営経験者として期待される役割に沿って職務を遂行しております。
社外取締役 (監査等委員)	山 川 寛 之	当期においては、8回開催された取締役会、及び10回開催された監査等委員会の全てに出席し、主に財務及び会計の専門的見地から適宜発言を行い、当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督等、期待される役割に沿って職務を遂行しております。
社外取締役 (監査等委員)	谷 藤 健 治	当期においては、8回開催された取締役会、及び10回開催された監査等委員会の全てに出席し、主に企業経営の観点から適宜発言を行い、当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督等、期待される役割に沿って職務を遂行しております。

(注) 藤丸順子氏は、当社子会社である株式会社味香り戦略研究所の取締役、及び一般社団法人日本地域情報振興協会専務理事を兼務しており、両社は当社との間に製品販売等の取引関係があります。

V 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

報酬等の額	16
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額等を区分しておらず、実質的に区分もできないため、報酬等の額にはこれらを合算して記載しております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

Ⅵ 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した概要は、次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 当社グループは、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会規範及び企業倫理を遵守した行動をとるため、「企業理念」、「社是」、「価値基準」を定め、全役職員に周知徹底を図る。

イ 企画管理本部長をコンプライアンス統括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・運用にあたらせるとともに、法令違反の未然防止、早期発見のため「内部通報制度」を設置し、法令遵守に努めるものとする。また、全役職員に対し、「コンプライアンス・マニュアル」の配付、教育を行うことにより、法令遵守に関する知識と意識を醸成する。

ウ 当社及び子会社の取締役、使用人等は、当社又は子会社における法令違反その他重要な事実を発見した場合は、直ちに当社の監査等委員会又は子会社の監査役に報告するものとする。

エ 当社グループは、役職員その他当社の業務に従事する者が不利益を受けることなく通報できる「通報窓口」を「内部通報規程」に基づき設置・運営し、法令違反等の早期発見・是正に努める。

オ 財務計算に関する書類の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築・運用を推進する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存及び管理は「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を、取締役・監査等委員が適切かつ確実に閲覧可能な状態で、文書又は電磁的媒体に記録し保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア 当社グループは、「リスク管理規程」に基づき経営に重要な影響を及ぼすリスクの予見と識別を行い、事前防止体制と発生時の迅速な対応、再発防止策を講じる体制を構築する。

イ リスク管理全般について企画管理本部が統括管理をするとともに、内部監査室が各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に取り締り会及び監査等委員に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 「取締役会規程」「職務権限規程」を定め、権限と責任を明確にする。これらの社内規程の改定は、取締役会の決定によるものとする。

イ 取締役会において、経営戦略の策定、経営資源の配分、組織の構築を行い、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。

ウ 当社グループの取締役会を補完するものとして、部課長以上の役職者で構成する経営会議を設置し、業績の進捗管理、社内情報の一元化と業務推進、重点施策、経営計画、リスク管理状況等の定期的な報告・確認と今後の対応策の検討を行う。

エ 取締役の職務執行状況については、定期的に取り締役会において報告を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア 当社グループは、共通の経営理念の下でグループ各社相互の協調及び発展を目指す。

イ 当社グループの内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。

ウ 当社の社内通報制度の相談窓口を子会社にも開放し、企業集団におけるコンプライアンスの実効性を図るとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

エ 当社は、子会社に対して、業績・財務状況等重要な情報について、当社への報告を義務付ける等、当社グループの報告体制を構築する。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、代表取締役と協議の上、監査等委員会を補助する使用人を配置する。

⑦ 監査等委員会を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員以外の取締役の指揮命令・監督を受けない。また、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動等は監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定するものとする。

- ⑧ **取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
- ア 当社グループの取締役及び使用人は、職務執行に関して重要な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害あるいは重大な影響を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。また、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- イ 監査等委員は、経営会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な稟議書は監査等委員に回覧することとする。
- ⑨ **監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社グループは、監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わない。
- ⑩ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 当社は、監査等委員が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ア 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、代表取締役との定期的な意見や情報の交換を行う。
- イ 監査等委員は、内部監査室及び会計監査人に対して監査の実施経過について適宜報告を求める等、緊密な連携を保ち、実効的な監査を実施することのできる体制とする。
- ⑫ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**
- ア 当社は「反社会的勢力に対する基本方針」を制定するとともに社内外へ宣言し、その宣言を実現するための社内規程の整備・運用を通じた遵守体制の維持・確保により、公明正大かつ責任ある企業活動に努める。
- イ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応部署は企画管理本部とし、情報の一元管理を行う。
- ウ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- エ 反社会的勢力排除に対する当社の姿勢を「コンプライアンス・マニュアル」に定めるとともに、対応方法等に関しては「反社会的勢力対応規程」に定め、全役職員への周知を図るものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取組みの状況

当社グループは、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会規範及び企業倫理を遵守した行動をとるため、「企業理念」、「社是」、「価値基準」を定め、全役職員に周知徹底を行っております。

また、遵守すべき法令等をまとめ、必要に応じて見直しを行っている「コンプライアンス・マニュアル」を配付し、全社員に対して教育を行っております。

② 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

取締役会を年8回開催し、各議案についての審議、職務執行状況の報告・監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されているものと考えております。

また、取締役会とは別に毎月、部課長以上の役職者で構成する経営会議を行い、社内情報の一元化と業務推進及び定期的な報告と確認を行うことで迅速な業務執行が可能な体制となっております。

③ 損失の危険の管理に関する取組みの状況

損失の危険の管理に関しては、「リスク管理規程」を定め、子会社を含む管理体制の検証及び見直しを行っております。

④ 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

当社グループにおきましては、毎月開催の経営会議に子会社役職者が出席し、当社グループの業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

⑤ 監査等委員の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査等委員会は、社外取締役2名を含む取締役3名で構成されております。監査等委員会は年10回開催し、代表取締役及び内部監査室等から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査等委員のうち1名が常勤であり、毎月の経営会議への出席や重要な稟議書の回覧によって、業務の意思決定及び業務の状況について、法令・定款に違反していないかなどのチェックを行い、非常勤監査等委員に重要な事項を適宜報告の上、監査等委員会として協議を行っております。

また、代表取締役及び内部監査室、会計監査人と定期的にコンプライアンスや内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。

⑥ 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

全役職員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、「コンプライアンス・マニュアル」に定めた基本方針と取組みを基に行動するよう、周知徹底を行っております。

2 コーポレート・ガバナンスの状況

当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人の機関をそれぞれ設置しております。

取締役会は、監査等委員である取締役を除く取締役10名、監査等委員である取締役3名の計13名で構成され、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項等の決定をするとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。

監査等委員会は3名の監査等委員である取締役（うち社外取締役2名）により構成され、定期的に監査等委員会を開催し、会計監査人や内部監査部門と密接に連携し、監査の有効性・効率性を高めております。また、監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、業務執行の適法性・妥当性をチェックすることにより、監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

また、当社は、取締役会において執行役員を選任し、意思決定の迅速化、業務執行の権限と責任を明確にした経営戦略の遂行を推進しております。

さらに、経営方針や業務上の重要事項等を確認・協議し、効率的な組織運営を行うため、役員及び課長職以上の役職者で構成する経営会議を毎月1回以上開催し、当社グループの意識統一と施策の浸透を図っております。

3 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけており、財務体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りながら、安定的に配当を継続することを基本方針としております。

配当の決定機関につきましては、当社は取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨定款に定めております。

当期の期末配当金は1株当たり10円とし、中間配当金の10円と合わせた年間配当金は1株当たり20円とさせていただきます。

内部留保につきましては、マーケットの変化を先取りし、進化し続けるとの経営理念の下、設備投資や新規事業への投資も勘案し、企業価値を高めるために活用する方針であります。自己株式の取得につきましても、資本効率を勘案し適宜実施してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示し、比率その他の数字は四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和5年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	3,409,789	流 動 負 債	2,748,519
現金及び預金	1,342,262	支払手形及び買掛金	1,009,448
受取手形及び売掛金	1,217,991	短期借入金	300,000
商品及び製品	35,373	1年内償還予定の社債	320,000
仕掛品	48,489	1年内返済予定の長期借入金	504,551
原材料及び貯蔵品	676,761	未払金	232,679
前払費用	70,469	リース債務	103,539
その他	19,310	未払法人税等	45,510
貸倒引当金	△868	賞与引当金	21,344
固 定 資 産	4,936,125	設備関係未払金	28,326
有形固定資産	3,341,127	その他	183,120
建物及び構築物	1,371,232	固 定 負 債	2,993,361
機械装置及び運搬具	344,640	社債	50,000
工具、器具及び備品	59,973	長期借入金	2,543,806
土地	1,167,329	リース債務	290,850
リース資産	397,951	繰延税金負債	98,227
無形固定資産	218,741	その他	10,477
ソフトウェア	205,241	負 債 合 計	5,741,881
電話加入権	13,499	【純資産の部】	
投資その他の資産	1,376,255	株 主 資 本	2,299,135
投資有価証券	829,122	資本金	411,920
関係会社株式	14,723	資本剰余金	481,185
出資金	366,666	利益剰余金	1,427,908
保険積立金	26,382	自己株式	△21,878
差入保証金	73,171	その他の包括利益累計額	280,322
その他	82,725	その他有価証券評価差額金	280,322
貸倒引当金	△16,537	非 支 配 株 主 持 分	25,472
繰 延 資 産	897	純 資 産 合 計	2,604,930
社債発行費	897	負 債 純 資 産 合 計	8,346,811
資 産 合 計	8,346,811		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(令和 4 年 8 月 1 日から
令和 5 年 7 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		15,863,479
売上原価		11,370,378
売上総利益		4,493,101
販売費及び一般管理費		4,292,682
営業利益		200,418
営業外収入		
受取利息	213	
受取配当金	17,442	
受取手数料	32,533	
受取賃貸料	18,826	
貸倒引当金戻入額	22,730	
作業くず売却益	12,514	
受取輸出向料	15,060	
その他	14,090	133,411
営業外費用		
支払利息	36,759	
その他	1,741	38,501
経常利益		295,328
特別損失		
固定資産除却損	183	183
税金等調整前当期純利益		295,145
法人税、住民税及び事業税	74,766	
法人税等調整額	10,089	84,855
当期純利益		210,289
非支配株主に帰属する当期純利益		2,808
親会社株主に帰属する当期純利益		207,481

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和4年8月1日から
令和5年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	411,920	481,185	1,280,415	△21,878	2,151,643
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△59,988		△59,988
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			207,481		207,481
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)					-
当期中の変動額合計	-	-	147,492	-	147,492
当 期 末 残 高	411,920	481,185	1,427,908	△21,878	2,299,135

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	300,434	300,434	22,663	2,474,741
当 期 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△59,988
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				207,481
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)	△20,112	△20,112	2,808	△17,304
当期中の変動額合計	△20,112	△20,112	2,808	130,188
当 期 末 残 高	280,322	280,322	25,472	2,604,930

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 プリントハウス株式会社
株式会社味香り戦略研究所

② 非連結子会社の名称

株式会社まち・ひと・しごと総研

株式会社グリーンストーリープラス

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社まち・ひと・しごと総研

株式会社グリーンストーリープラス

株式会社あるた出版

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社味香り戦略研究所の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。また、連結子会社のうちプリントハウス株式会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚 卸 資 産 商 品

主に総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製 品、 仕 掛 品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)

建物（建物附属設備を除く）

イ. 平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ロ. 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法

ハ. 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法

建物附属設備及び構築物

イ. 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ロ. 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの

定率法

ハ. 平成28年4月1日以降に取得したもの

定額法

上記以外

イ. 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ロ. 平成19年4月1日以降に取得したものの
定率法

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14年～31年

機械装置及び運搬具 2年～10年

② 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法
社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは主に商業印刷、年賀状印刷といった印刷事業を行っております。この印刷事業においては、商品に対する支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品に対する支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) ヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|--|
| ① ヘッジ会計の方法 | ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ・ヘッジ手段 金利スワップ取引
・ヘッジ対象 借入金利 |
| ③ ヘッジ方針 | 当社グループの金利スワップ取引は、借入金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップの特例処理の要件に該当するため、その判定をもって有効性の判定に代えております。 |

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	19,258千円	(繰延税金負債と相殺前)
--------	----------	--------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断し、将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

このうち、将来の収益力に基づく課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、当該事業計画は、経営環境などの外部要因や当社グループ内で作成される予算などの内部情報、過去の実績等から仮定した予測情報などを主要な仮定として使用しております。

この見積りにおいて用いた仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	建物及び構築物	1,085,980千円
	土 地	832,510千円
	計	1,918,491千円
	上記に対応する債務の金額	1,954,050千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		4,726,766千円
3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。		

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 3,060,110株
2. 当連結会計年度末日における自己株式の数 普通株式 60,677株
3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
令和4年9月14日 取締役会	普通株式	29,994	10	令和4年7月31日	令和4年10月27日
令和5年3月15日 取締役会	普通株式	29,994	10	令和5年1月31日	令和5年4月17日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金 の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
令和5年9月13日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	29,994	10	令和5年7月31日	令和5年10月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、市場環境や長期、短期のバランスを勘案して、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、資金運用は安全性の高い短期預金等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループの売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理の規程に従い、取引先に対する与信管理情報を共有し、必要に応じて債権保全策を検討・実施しております。

また、金銭債務及び有利子負債の流動性リスクは、資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借 対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	791,699	791,699	—
社債	(370,000)	(369,970)	△29
長期借入金	(3,048,357)	(3,045,670)	△2,686
リース債務	(394,389)	(392,354)	△2,035
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 負債に計上されているものについては、() 内で示しております。

(注3) 負債の社債、長期借入金及びリース債務は、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及び流動負債に計上したリース債務を含めて表示しております。

(注4) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注5) 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	17,422
非上場社債	20,000
非連結子会社株式及び関連会社株式	14,723
出資金	366,666

(注6) 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
社債	320,000	20,000	20,000	10,000	—	—
長期借入金	504,551	468,678	794,645	343,894	187,396	749,193
リース債務	103,539	208,317	23,054	23,508	24,757	11,213
合計	928,090	696,995	837,699	377,402	212,153	760,406

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	791,699	—	—	791,699
資産計	791,699	—	—	791,699

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	369,970	－	369,970
長期借入金	－	3,045,670	－	3,045,670
リース債務	－	392,354	－	392,354
負債計	－	3,807,995	－	3,807,995

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・投資有価証券

取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

・社債

元利金の合計額を同様の新規社債の発行をした場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

・長期借入金及びリース債務

元利金の合計額を同様の新規借入及びリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

収益認識に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは情報コミュニケーション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)
商業印刷	10,342,706
年賀印刷	5,444,259
その他	76,513
顧客との契約から生じる収益	15,863,479
その他の収益	—
外部顧客への売上高	15,863,479

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権等

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,248,868
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,217,991

(注) 契約資産及び契約負債については残高がないため記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客の契約から生じる対価の中に、取引価額に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	859円98銭
2. 1株当たり当期純利益	69円17銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和5年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	3,142,328	流動負債	2,704,578
現金及び預金	1,139,846	支払手形	360,956
受取手形	26,053	買掛金	637,457
売掛金	1,160,826	短期借入金	300,000
商品及び製品	8,637	1年内償還予定の社債	320,000
仕掛	48,489	1年内返済予定の長期借入金	479,184
原材料及び貯蔵品	675,935	未払金	238,603
前払費用	70,177	未払費用	47,788
その他の金	13,230	リース債務	103,539
貸倒引当金	△868	賞与引当金	20,807
固定資産	4,927,902	設備関係支払手形	2,332
有形固定資産	3,316,760	設備関係未払金	26,556
建物	1,353,263	その他の他	167,352
構築物	14,077	固定負債	2,875,660
機械及び装置	326,265	社債	50,000
車両運搬具	858	長期借入金	2,419,994
工具、器具及び備品	57,014	リース債務	290,850
土地	1,167,329	繰延税金負債	98,225
リース資産	397,951	その他の他	16,589
無形固定資産	200,084	負債合計	5,580,239
ソフトウェア	186,584	【純資産の部】	
その他の他	13,499	株主資本	2,210,567
投資その他の資産	1,411,058	資本金	411,920
投資有価証券	828,957	資本剰余金	453,546
関係会社株式	55,211	資本準備金	441,153
出資	366,646	その他資本剰余金	12,393
長期貸付金	70	利益剰余金	1,366,978
保険積立金	26,005	利益準備金	27,000
その他の他	150,710	その他利益剰余金	1,339,978
貸倒引当金	△16,543	別途積立金	700,000
繰延資産	897	繰越利益剰余金	639,978
社債発行費	897	自己株式	△21,878
		評価・換算差額等	280,322
		その他有価証券評価差額金	280,322
資産合計	8,071,128	純資産合計	2,490,889
		負債純資産合計	8,071,128

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和4年8月1日から
令和5年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		15,539,006
売上原価		11,264,888
売上総利益		4,274,118
販売費及び一般管理費		4,115,837
営業利益		158,280
営業外収益		
受取利息	181	
受取配当金	17,442	
貸倒引当金戻入額	22,724	
その他	110,767	151,115
営業外費用		
支払利息	35,170	
その他	761	35,932
経常利益		273,462
特別損失		
固定資産除却損	183	183
税引前当期純利益		273,279
法人税、住民税及び事業税	69,578	
法人税等調整額	10,087	79,665
当期純利益		193,614

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和 4 年 8 月 1 日から
令和 5 年 7 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	利益準備金	その他利益 剰 余 金
				別途積立金	
当 期 首 残 高	411,920	441,153	12,393	27,000	700,000
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)					
当期中の変動額合計	-	-	-	-	-
当 期 末 残 高	411,920	441,153	12,393	27,000	700,000

	株 主 資 本			評価・換算 差 額 等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他利益 剰 余 金				
	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	506,353	△21,878	2,076,942	300,434	2,377,376
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△59,988		△59,988		△59,988
当 期 純 利 益	193,614		193,614		193,614
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)			-	△20,112	△20,112
当期中の変動額合計	133,625	-	133,625	△20,112	113,512
当 期 末 残 高	639,978	△21,878	2,210,567	280,322	2,490,889

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品 主に総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 製 品、仕 掛 品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ 原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産 建物（建物附属設備を除く）

（リース資産を除く）イ. 平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

□. 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法

ハ. 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法

建物附属設備及び構築物

イ. 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

□. 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの

定率法

ハ. 平成28年4月1日以降に取得したもの

定額法

上記以外

イ. 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

□. 平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14年～31年

機械装置及び運搬具 2年～10年

② 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は主に商業印刷、年賀状印刷といった印刷事業を行っております。この印刷事業においては、商品に対する支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品に対する支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売 上 高	11,264千円
	仕 入 高	80,268千円
	その他営業取引	91,504千円
	営業取引以外の取引高	38,546千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の株式数	60,677株
--------------------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	5,035千円
未払事業所税	1,006千円
賞与引当金	6,327千円
法定福利費	1,042千円
原材料評価損	1,046千円
商品評価損	1,162千円
前受収益	878千円
貸倒引当金	5,294千円
研究開発費否認	1,000千円
減価償却超過額	755千円
投資有価証券評価損	40,553千円
減損損失	16,712千円
繰延税金資産小計	80,816千円
評価性引当額	△61,555千円
繰延税金資産合計	19,260千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	117,486千円
繰延税金負債合計	117,486千円
繰延税金負債の純額	98,225千円

関連当事者との取引に関する注記

会社等

会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
協同組合 札幌プリントピア	北海道 札幌市	2,100	当社本社工場の維持・管理等	—	不動産管理の委託 役員の兼任	家賃・水道光熱費	136,886	未払金	4,471
						出資預け金	—	出資金(注2)	363,673
						利用分量配当金	4,478	その他(固定資産)	59,267
								差保証入金	5,000

- (注) 1. 当社と協同組合札幌プリントピアとの取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 協同組合札幌プリントピアに対する出資金には、出資預け金363,173千円を含んでおりません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 830円45銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 64円55銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和5年9月19日

総合商研株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子勝彦 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田村知弘 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、総合商研株式会社の令和4年8月1日から令和5年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、総合商研株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和5年9月19日

総合商研株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子勝彦 ㊦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田村知弘 ㊦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、総合商研株式会社の令和4年8月1日から令和5年7月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年9月22日

総合商研株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 加藤 憲夫 ㊟

監査等委員 山川 寛之 ㊟

監査等委員 谷 藤 健治 ㊟

(注) 監査等委員山川寛之及び谷藤健治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	かとうまさる 加藤 優 (昭和14年7月15日生) 再任	昭和47年12月 当社設立 代表取締役社長 平成16年10月 当社代表取締役会長兼管理部長 平成17年7月 当社代表取締役会長 令和4年10月 当社取締役名誉会長（現任） (重要な兼職の状況) 協同組合札幌プリントピア理事長	一株
【取締役候補者とした理由】 加藤優氏は、当社の創業者及び取締役名誉会長として経営を担っており、業界及び経営全般に関して豊富な見識、職務経験を有しております。今後も当社グループの更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できることから、再任をお願いするものであります。			
2	かたおかひろゆき 片岡 廣 幸 (昭和32年7月16日生) 再任	昭和55年4月 当社入社 平成9年10月 当社取締役商業印刷事業部事業部長 平成11年2月 当社取締役営業本部長兼営業第2部長 平成14年4月 当社取締役札幌営業本部長 (当社マーケティング部・特販営業部・大阪営業部担当) 平成15年4月 当社取締役営業本部長兼大阪支社長 平成16年10月 当社取締役社長兼営業本部長 平成18年10月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成22年5月 当社代表取締役社長兼営業本部長 兼企画管理本部長 平成25年8月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成27年3月 株式会社まち・ひと・しごと総研代表取締役 平成30年8月 当社代表取締役社長 令和2年10月 株式会社味香り戦略研究所取締役 令和4年10月 当社代表取締役会長（現任）	76,822株
【取締役候補者とした理由】 片岡廣幸氏は、長年にわたり営業部門の要職を歴任し、平成18年からは代表取締役社長、令和4年からは代表取締役会長として強いリーダーシップのもと当社グループ全体の成長を牽引してまいりました。豊富な経営経験、業界に対する深い知識や人脈を有し、今後も経営的な視点からグループ全体の更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できることから、再任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	こばやし なお ひろ 小林 直 弘 (昭和51年8月10日生) 再任	平成13年4月 株式会社遠藤秀平建築研究所入社 平成16年2月 当社入社 平成19年10月 当社制作センター部長 平成23年10月 当社取締役制作本部長 平成25年8月 当社取締役制作統括本部長 平成28年10月 当社常務取締役制作統括本部長 平成30年8月 当社常務取締役北海道統括兼経営管理室担当 平成30年10月 当社専務取締役北海道統括兼経営管理室担当 令和3年10月 当社取締役副社長北海道統括兼経営管理室担当 令和4年10月 当社代表取締役社長北海道統括兼経営管理室担当(現任) 令和5年6月 株式会社味香り戦略研究所取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社味香り戦略研究所取締役	39,306株
【取締役候補者とした理由】 小林直弘氏は、主に制作部門の責任者を務め、組織体制の強化に努めたほか、年賀事業における生産体制の構築やシステム開発といった高度に専門性を有する分野への取組みや、全社的な経営改革の推進にも努めてまいりました。今後もこれらの経験や実績をもとに、当社代表として指揮を執り、持続的な成長と企業価値向上に貢献が期待できることから、再任をお願いするものであります。			
4	たけだ とし ゆき 竹田 利 之 (昭和50年11月20日生) 再任	平成15年6月 当社入社 平成25年10月 当社商印営業2部長 平成25年12月 当社青森営業所営業部長 平成27年2月 当社営業本部長 平成28年10月 当社執行役員営業本部長 平成30年2月 当社執行役員東京支社営業部長 令和元年8月 当社執行役員本州統括営業部長 令和元年10月 当社取締役本州統括営業部長 令和4年10月 当社常務取締役本州統括部長(現任) 令和5年6月 株式会社味香り戦略研究所取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社味香り戦略研究所取締役	11,767株
【取締役候補者とした理由】 竹田利之氏は、営業部門の要職を歴任し、現在は本州の営業統括として取引先や事業の拡大に貢献しております。これらによって得た営業戦略に関する豊富な経験と幅広い知識により、今後も当社の成長と企業価値向上に貢献が期待できることから、再任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	たかやまこと 高谷真琴 (昭和40年2月10日生) 再任	昭和62年4月 株式会社千修入社 平成6年10月 当社入社 平成13年4月 当社営業第4部長 平成14年4月 当社マーケティング部長 平成16年3月 当社事業開発部長 平成16年10月 当社執行役員事業開発部長 平成18年10月 当社取締役事業開発部長 平成24年10月 当社常務取締役東日本統括兼東京支社長 平成25年8月 当社常務取締役年賀・物販事業統括 平成28年2月 当社常務取締役まち・ひと・しごと部担当 平成29年8月 株式会社まち・ひと・しごと総研取締役 平成30年8月 当社常務取締役事業開発部担当 平成30年10月 当社取締役事業開発部担当 平成31年2月 当社取締役北海道営業本部長 令和2年2月 当社取締役事業開発部長 令和5年4月 当社取締役地方創生支援部長(現任)	37,398株
【取締役候補者とした理由】 高谷真琴氏は、主に当社の事業開発部門の責任者として新規事業の立ち上げや事業の拡大に貢献してきたほか、当社の主要事業である年賀事業を牽引してまいりました。これら重要な経験と実績に基づき、今後も当社の成長と企業価値向上に貢献が期待できることから、再任をお願いするものであります。			
6	むねかたみつる 棟方充 (昭和42年2月13日生) 再任	平成2年3月 当社入社 平成16年8月 当社東京支社営業部長 平成22年10月 当社執行役員東京支社営業部長 平成25年8月 当社執行役員商印事業部営業部長 平成27年2月 当社執行役員ふりっばー事業部長 平成28年8月 当社執行役員まち・ひと・しごと部長 平成28年10月 当社取締役まち・ひと・しごと部長 平成29年8月 当社取締役ふりっばー事業部長 平成30年8月 当社取締役北海道営業本部長 令和5年8月 当社取締役年賀事業本部長(現任)	20,494株
【取締役候補者とした理由】 棟方充氏は、本社及び東京支社の営業部門の責任者を歴任し、今般は当社の主要事業であるふりっばー事業を担う北海道営業本部を統括し、取引先や事業の拡大に貢献してまいりました。これらによって得た営業戦略に関する豊富な経験と幅広い知識により、今後も当社の成長と企業価値向上に貢献が期待できることから、再任をお願いするものであります。			
7	ながおかかずひと 長岡一人 (昭和36年3月2日生) 再任	平成5年3月 当社入社 平成22年10月 当社東京支社営業部長 平成24年3月 当社大阪支社営業部長 平成24年10月 当社東京支社営業部長 平成25年8月 当社年賀・物販事業部長 平成25年10月 当社執行役員年賀・物販事業部長 平成28年2月 当社執行役員旭川営業部長 平成29年1月 当社執行役員大阪支社営業部長 平成29年8月 当社執行役員東京支社営業部長 平成30年2月 当社執行役員企画管理本部長 平成30年10月 当社取締役企画管理本部長(現任)	11,717株
【取締役候補者とした理由】 長岡一人氏は、当社主要拠点の運営責任者を歴任し、当社事業に関する豊富な経験を有しております。また、現在は管理部門の責任者として当社事業・管理全般を担当し、当社の経営強化に努めております。今後も全社的な視点から当社の更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できることから、再任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	おお ひら りょう いち 大 平 亮 一 (昭和53年4月17日生) 再任	平成19年11月 当社入社 平成27年10月 当社ITS部長 令和元年10月 当社執行役員ITS部長 令和2年10月 当社取締役年賀事業本部長(現任)	7,560株
【取締役候補者とした理由】 大平亮一氏は、デジタルコンテンツ事業やBPO事業等、当社が近年力を入れる事業部門の責任者として事業の開拓、拡大に努め、実績を積み重ねてまいりました。今後もこれら事業の拡大等により、当社の更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できることから、再任をお願いするものであります。			
9	ふじ まる じゅん こ 藤 丸 順 子 (昭和31年4月3日生) 再任	昭和53年4月 福岡市社会福祉事業団入団 平成13年4月 コマップ株式会社取締役 平成20年5月 ピットメディア・マーケティングス株式会社代表取締役 平成25年7月 一般社団法人日本地域情報振興協会専務理事(現任) 平成29年6月 株式会社ニコア代表取締役 令和2年6月 株式会社味香り戦略研究所取締役(現任) 令和2年10月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本地域情報振興協会専務理事 株式会社味香り戦略研究所取締役	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 藤丸順子氏は、メディア事業をはじめ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これら経験や見識を活かし、当社経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の強化を期待できることから、再任をお願いするものであります。			
10	たか だ いく お 高 田 育 生 (昭和30年1月29日生) 再任	昭和55年4月 株式会社北海道銀行入社 平成18年6月 同行執行役員地区営業担当 平成20年6月 同行常務執行役員地区営業担当兼函館支店長 平成22年6月 同行取締役常務執行役員営業部門長 平成25年6月 道銀カード株式会社代表取締役社長 平成29年1月 ほくほくTT証券株式会社代表取締役副社長 令和3年10月 当社取締役(現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 高田育生氏は、長年にわたる金融機関での専門的な知識と豊富な経験を有しており、これら経験や見識を活かし、当社経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の強化を期待できることから、再任をお願いするものであります。			

再任…再任取締役候補者

- (注) 1. 取締役候補者のうち、小林直弘氏、竹田利之氏及び藤丸順子氏は、当社会社である株式会社味香り戦略研究所の取締役を兼務し、同社は当社との間に製品販売等の取引関係があります。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤丸順子氏及び高田育生氏は、社外取締役候補者であります。
3. 藤丸順子氏は、現に当社の特定関係事業者である株式会社味香り戦略研究所の取締役であります。
4. 当社は、高田育生氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 藤丸順子氏及び高田育生氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって、藤丸順子氏は3年、高田育生氏は2年であります。
6. 当社は、藤丸順子氏及び高田育生氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する責任限度額とする責任限定契約を締結しております。両氏が原案どおり選任されますと、当社は引き続き両氏と当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要については事業報告16頁に記載のとおりとなります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 所有する当社の株式数には、総合商研役員持株会における持分株式数（1株未満切捨て）を含めております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>かとうのりお夫 加藤憲夫 (昭和30年8月21日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和55年4月 株式会社ビッグ・エー入社 昭和59年5月 当社入社 平成12年8月 当社営業部第4部長 平成13年4月 当社東京本部営業部長 平成17年3月 当社年賀事業部長 平成24年4月 当社執行役員事業開発部長 平成25年8月 当社年賀・物販事業部長 平成28年8月 当社年賀営業部長 平成30年10月 当社執行役員年賀事業部長 令和2年10月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）</p>	15,937株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 加藤憲夫氏は、長年にわたり当社営業部門及び年賀事業部門の要職を歴任し、当社の主要事業について精通しております。その豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、再任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>やまかわひろゆき 山川寛之 (昭和21年6月9日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和44年4月 株式会社北海道銀行入行 平成8年6月 同行取締役本店営業部本店長 平成11年6月 同行執行役員本店営業部本店長 平成12年4月 カラカミ観光株式会社専務取締役 平成13年2月 大槻食材株式会社常務取締役 平成14年4月 同社専務取締役 平成20年4月 札幌第一興産株式会社取締役副社長 平成22年10月 当社監査役 平成27年10月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p>	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 山川寛之氏は、長年にわたる金融機関での専門的な知識と豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、再任をお願いするものであります。</p>			
3	<p>たにふじけんじ 谷藤健治 (昭和28年4月30日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和53年4月 株式会社北海道新聞社入社 平成7年9月 同社東京支社広告局部次長 平成13年3月 同社東京支社広告局部長 平成15年3月 同社本社広告局部長 平成17年12月 同社本社広告局局次長 平成24年6月 株式会社北日本広告社代表取締役社長 令和元年10月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p>	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 谷藤健治氏は、長年の新聞社における要職及び広告会社の企業経営を通じ、広告業界や企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、再任をお願いするものであります。</p>			

再任・・・再任取締役候補者

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山川寛之氏及び谷藤健治氏は、社外取締役候補者であります。なお、山川寛之氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において同氏が原案どおり選任されますと、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 山川寛之氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
4. 谷藤健治氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社は、加藤憲夫氏、山川寛之氏及び谷藤健治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各候補者が原案どおり選任されますと、当社は引き続き各候補者と当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要については事業報告16頁に記載のとおりとなります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 所有する当社の株式数には、総合商研役員持株会における持分株式数（1株未満切捨て）を含めております。

(ご参考) 第1号議案及び第2号議案が承認されたのちの経営体制

氏名		期待される役割・専門性の項目								
		企業経営	技術・研究開発	IT・DX	サプライチェーンマネジメント	品質管理	営業・マーケティング	人材開発・人事	財務会計・システム	リスクマネジメント
加藤 優		●					●	●	●	●
片岡 廣幸		●					●	●	●	●
小林 直弘		●	●	●	●		●			●
竹田 利之					●	●	●			●
高谷 真琴					●	●	●			
棟方 充					●	●	●			
長岡 一人						●	●	●	●	●
大平 亮一			●	●	●					
藤丸 順子	社外	●				●	●			●
高田 育生	社外	●				●		●		●
加藤 憲夫	監査等委員				●	●				●
山川 寛之	監査等委員 社外	●				●		●		●
谷藤 健治	監査等委員 社外	●					●			●

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
あらかき けんすけ 荒木 健介 (昭和45年3月27日生)	平成10年4月 弁護士登録 平成10年4月 藤田法律事務所（現藤田・荒木・村本法律事務所）入所 平成23年4月 札幌弁護士会副会長 平成24年4月 日本司法支援センター札幌地方事務所副所長（現任）	一株
<p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 荒木健介氏は、弁護士としての豊富な経験・実績及び幅広い知識と見識を有し、その専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために有効な助言をいただくことが期待できることから、再任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 荒木健介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 荒木健介氏は補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 荒木健介氏が社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 荒木健介氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 荒木健介氏が社外取締役に就任した場合、同氏を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の締結を予定しており、その内容の概要については事業報告16頁に記載のとおりとなります。

以上

株主総会会場ご案内略図

会場：札幌市東区東苗穂二条三丁目4番48号
総合商研株式会社 本社3階
協同組合札幌プリントピア組合ホール
電話：(011)780-5677



交通：JR札幌駅より、タクシー約15分

地下鉄東豊線環状通東駅バスターミナルより、中央バス東62、東64、東65、東69で東営業所前下車、徒歩約10分

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集通知又は同封いたしました議決権行使書用紙をご提示ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

